

農林水産商工常任委員会提出資料

(平成22年12月3日)

項 目

ページ

- 1 高病原性鳥インフルエンザの発生に係る本県の対応について

【畜産課】 1

農 林 水 産 部

高病原性鳥インフルエンザの発生に係る本県の対応について

平成22年12月3日
危機管理チーム
畜産課
健康政策課
公園自然課
くらしの安心推進課
経済通商総室

11月29日、鳥根県は安来市の農場で採卵鶏死亡の通報を受けて立入検査を実施。同日深夜、農林水産省は、鳥根県の遺伝子検査結果などから家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患者と認定した。

12月2日には、患者から分離されたウイルスについて、(独)農研機構動物衛生研究所における遺伝子解析の結果、強毒タイプであることが確認された。

1 国等の対応状況

- (1) 農林水産省は、11月29日、「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、鹿野農林水産大臣を本部長とする高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部を設置した。
- (2) 政府は、11月30日、鳥インフルエンザに対し、政府としての対策を総合的かつ強力に推進するため、内閣総理大臣を本部長とする鳥インフルエンザ対策本部を設置した。
- (3) 患者の出た養鶏場の鶏については殺処分、半径10km以内の養鶏場では移動制限や車両の消毒等が行われている。
- (4) 環境省は、各都道府県等に、野鳥の監視強化(特に死亡野鳥等調査)に努めるよう要請するとともに、発生地周辺の野鳥捕獲調査・糞便調査を開始することとした。

2 鳥根県のこれまでの対応

【11/29】

- ・鳥根県から疑い事例発生の一報を受けて、発生農場から半径10kmの移動制限区域内の鳥根県の3農場(米子市1農場、境港市2農場計76,500羽)に移動自粛を要請、併せて立ち入り調査を実施し、異常のないことを確認。
- ・防疫対策会議を開催。発生状況と本県の防疫対策、今後の対応を協議。

【11/30】

- ・相談窓口(生産者、野鳥・愛玩鳥・食の安全、人の健康、経営)の設置。
- ・消毒ポイント3カ所(境港市三軒屋町、米子市陰田町、米子市富益町)の設置。
- ・知事現地視察
- ・高病原性鳥インフルエンザ対応防疫対策本部会議を開催(鳥根大学山口教授出席)。
- ・家畜伝染病予防法に基づき鳥根県内の移動制限区域を指定、告示。
- ・各家畜保健衛生所では、県内養鶏農家の緊急立入調査:88戸全戸で異常なし。養鶏農家に対し家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の遵守の徹底と消毒ポイントの積極的な利用を養鶏業者側から関係業者に促すよう指導した。
- ・学校等教育機関の飼養する鳥について注意喚起及び西部地域の飼養状況を確認した。
- ・県民に死亡または傷病野鳥を発見した場合の対応、また獣医師会を通じ開業獣医にそれらが持ち込まれた場合の対応などを周知徹底した。
- ・死亡野鳥の検査を実施(12月2日現在6羽実施、全て陰性)している。
- ・風評被害対策として、県民に対する鶏肉、鶏卵の安全性の周知及び店頭表示などの現地確認をしている。

【12/1】

- ・高病原性鳥インフルエンザに係る庁内連絡会議を開催し、島根県・農林水産省の対応や本県の今後の対応を確認した。

【12/2】

- ・本県の移動制限区域内の3農場からサンプル抽出した50検体(羽)の検査の結果、全て陰性と判明した。
- ・知事が鹿野農林水産大臣に「家きん卵流通のための特例措置適応」について申し入れ。
- ・第2回高病原性鳥インフルエンザ対応防疫対策本部会議を開催(鳥取大学山口教授出席)。
- ・社会福祉施設の飼養する鳥について注意喚起及び移動制限区域内の飼養状況を確認した。

3 鳥取県のこれからの対応

対策本部会議で確認した事項について、全庁を挙げて取り組む。

(1) 高病原性鳥インフルエンザ緊急対策事業(11月補正予算)

- ・緊急侵入防止対策経費(消毒薬の養鶏農家全戸配布)
- ・消毒ポイントの設置費
- ・生産物の損失補償補助金
- ・経営安定対策融資(殺処分により鶏などの損失を受けた養鶏農家が、農林漁業セーフティネット資金等を借り入れた場合に借入利息が無利子となるよう利子補給) ※既存予算内対応
- ・畜産物流通安定対策(対象:食肉事業者の売上げ減少対策として融資枠新設10億円) ※既存予算内対応

(2) 防疫対策(愛玩鳥・野鳥対応含む)を継続する。

(3) 風評被害対策を継続する。

(4) 24時間の相談窓口を設置し、県民等からの問い合わせへの対応を継続する。

(5) 環境省が実施する野鳥捕獲調査等に協力する。